

# 令和6年10月から児童手当の制度が一部変更になります。

## 1 改正内容

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方	<b>高校生年代まで</b> （18歳到達後の最初の年度末まで）の国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方
所得制限	所得制限限度額あり 所得上限限度額あり	<b>所得制限なし</b>
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3歳未満：一律15,000円</li><li>・ 3歳以上小学校修了前 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li><li>・ 中学生：一律10,000円</li><li>・ 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満：5,000円</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li><li>・ 3歳から<b>高校生年代</b> 第1子、第2子：10,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li></ul>
支払回数	年3回（2月、6月、10月）	<b>年6回（偶数月）</b>
多子加算算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	<b>22歳到達後の最初の年度末まで</b> ※大学生年代については、生計費などの経済的負担が生じている場合に限る

## 2 手続きが必要な方

申請対象者	提出書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方	・ 児童手当認定請求書 【添付書類】 ・ 請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し ※支給対象児童と別居している場合は、児童手当別居監護申立書が必要になります。
②所得上限限度額超過により特例給付の支給対象外である方	
③児童手当を受給中で、算定児童として登録されていない高校生年代の児童を養育している方	・ 児童手当額改定認定請求書 ※支給対象児童と別居している場合は、児童手当別居監護申立書が必要になります。
④大学生年代（18歳年度末を経過した後22歳年度末まで）の子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方	・ 児童手当額改定認定請求書 （※①、②（新規申請）の場合は不要） ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

※申請様式は市ホームページからダウンロード可能です。

### 3 申請期限・方法

**令和6年9月30日（月）まで**

【最終期限】令和7年3月31日（月）

必要書類を**返信用封筒にて返送\***又は羽生市役所1階  
こども家庭課**窓口まで直接**ご提出ください。

※制度改正後の初回支給（令和6年12月）に反映するための期限です。  
申請期限を過ぎても令和7年3月31日（月）まで（必着）に申請が  
あった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支  
給します。最終期限を過ぎた場合は、申請月の翌月分からの支給とな  
りますので、ご注意ください。

\*表面の「2 手続きが必要な方」①、②に該当する方には、勸奨通知書を送付いたし  
ますので、内容を確認していただき、同封の返信用封筒にて必要書類をご提出くだ  
さい。③、④に該当する方及び市内に高校生年代の児童が居住していない（施設等  
入所者を除く）が養育を行う父母等が市内居住であるという方等には、勸奨通知書  
の送付が行われないため、ご自身で申請の要否についてご確認ください。

### 4 手続きが不要な方

児童手当・特例給付を現在受給中の下記の方は、原則  
として申請手続きは**不要**です。

手当額に変更がある方には、12月初回支給前に額改  
定通知書を送付します。

#### 【手続きが不要な方】

- ・算定児童として登録されている高校生年代の児童と中学生以  
下の児童を養育している方
- ・現行でも多子加算を受けている方  
※18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる方を除く。
- ・新たに多子加算を受けることになる方  
※18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる方を除く。
- ・一定の所得以上で特例給付を受けている方

#### 公務員の方へ

公務員の方の場合は、勤務先（所属庁）から児童手当が支給されます。  
申請手続きについては勤務先（所属庁）でご確認ください。

お問い合わせは

羽生市役所こども家庭課  
電話：048-561-1121